

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について 報告書(案)

平成 22 年 5 月 18 日
コンテンツ強化専門調査会
インターネット上の著作権侵害
コンテンツ対策に関するWG

I. はじめに

コンテンツ産業の振興を図っていく上で、インターネット上に氾濫する著作権侵害コンテンツの対策は急務である。

対策を講じるに当たっては、法的保護の在り方だけでなく、技術開発等の民間の取組、正規版流通の促進、消費者啓発など様々な観点から、総合的に検討することが必要である。

上記の観点の下、本WGにおいては法的保護の在り方を中心に検討を行ってきた。

特に「アクセスコントロール回避規制の在り方」と「プロバイダの責任の在り方」については、現在交渉が進められている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）における主な論点の1つとされているところ、その他の課題に優先して2月、3月に集中的に検討を行い、その検討結果を中間取りまとめとして3月24日に取りまとめた。

その後、その他の課題として「リーチサイトによる著作権侵害への対策」、「損害賠償額の算定を容易にする方策」及び「インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策」について論点整理を行い、それらの結果と併せて本報告書を作成した。

IV. その他の課題について

1. リーチサイトによる著作権侵害への対策について

別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたリーチサイトが、違法コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長・拡大している。これらの一定の行為については、著作権侵害に該当する場合があると考えられるが、その範囲の明確化を図ることが重要である。

このため、著作権の間接侵害についての議論の中で当該行為の位置づけを整理していくことが必要である。また、特に悪質で違法性が明確と考えられるサイトについては、プロバイダと権利者が協同して進める侵害対策措置の一環として、削除等の対策を検討することも必要である。

(1) 問題の所在について

- インターネット上の著作権侵害行為を大きく拡大させる侵害事例として、侵害コンテンツそのものは掲載していないものの、侵害コンテンツを掲載したサイト或いはサイトに蔵置されたコンテンツへのリンクを集めて誘導するリーチサイト(まとめサイトとも言う)の事例が挙げられる。世界中の様々なサーバに蔵置されている著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧やダウンロードを助長している。
- リンクの態様としては、その深度によって(i)サイトのトップページに飛ぶケース、(ii)サイトの奥深くのディレクトリ(サーバ上で著作権侵害コンテンツ群が格納されている場所)に飛ぶケース、(iii)著作権侵害コンテンツ(ファイル)と直接的にリンクしているケース(場合によってはリーチサイト内で一定程度の視聴が可能)に大別できる。
具体的な態様としては、①他の動画共有サイトに投稿されている動画ファイルにリンクを貼り、当該サイトにおいて視聴できるようになっているケース(動画共有サイトであるWoopieの例)、②本人が別のサイトにファイルをアップロードした上で当該サイトにリンクを貼り付けている(と推測される)ケース、③他のサイトに飛ぶリンク集を(手作業により)提供しているケース、④検索結果として(自動的に)リンク先(場合によっては画像等を視聴可能)を表示するケース等がある。
- もとより、リンク先の侵害コンテンツを蔵置したサーバー(いわゆる蔵置

サーバ)やサイトにおける不法アップロード行為(送信可能化権や複製権の侵害)が存在することは明らかであるものの、こうしたサイトは海外に置かれたサーバーにあり、メモリコストの大幅な低下によって世界中で大量に分散しており、かつ、外部から発見されにくいこと(パスワード設定がなされ、パスワードは別途頒布されている場合もある)が多いために実質的にこれらを取り締めることは難しい現状にある。

- 一方、リンク行為自体は、単に別のサイトに飛び、ある情報に到達することを指示するに止まる限りにおいては、情報を自ら複製・送信しているものと認められないために、一般には直接の著作権侵害には該当し難いと考えられている。このため、リーチサイトは「誘導経路」として必要不可欠の役割を果たしている(場合によっては広告料収入を得ている場合もある)にも関わらず、事実上「野放し」となっている。
- こうした現状に鑑み、権利者を中心に何らかの規制の強化を求める声もあるが、リンク行為やリーチサイトに対する現行制度の実効性を検証しつつ、論点を整理した。(なお、ここではあくまでも著作権侵害コンテンツを違法にアップロードしているサイトやサーバーへのリンクを検討の対象としており、合法サイトに無断でリンクを貼る行為については検討の対象外としている)

(2) 現行制度について

- 我が国の著作権法上、当該リンク行為が著作権侵害に該当するか否かは明確ではなく、従って、差止請求が認められるか否かも明確ではない。なお、損害賠償請求に関しては、ケースによっては、著作権侵害の共同不法行為或いはその幫助(民法719条)として構成することが可能であると考えられる。(幫助に該当し得るとした場合に、著作権侵害ファイルの蔵置が海外のサーバーであった場合には、正犯としての公衆送信権侵害が当該国で行われているために、当該国の関連法令を準拠法とする必要があると解されている。)
- プロバイダ責任制限法の運用上、権利者側からの要請を受けてプロバイダが削除する対象は、複製権や公衆送信権侵害等の直接的な著作権侵害コンテンツに事実上限られており、現行法において権利侵害性が明確となっていないリンク行為については一般にはその対象となっていないと解されている。他方、前述の通り、少なくとも、リンク行為は形態によっては、不法行為に当たる可能性があることから、最近では一部権利者からプロバイダに対して削除要求が行われ、一部のプロバイダではリンクの削除に応じるようになってきている。

(3) 国際的動向について

○米国では、著作権法において「間接侵害」に関する規定はないが、判例法上、一定の要件の下で、直接の侵害者以外の者に対する侵害責任（注）が肯定されている。著作権侵害コンテンツへのリンク行為についても場合によっては著作権侵害と判断されると解釈され得る。

（注）「代位責任」：①著作権侵害が成立する場合に、②侵害行為を監督する権限と能力を有し、③侵害行為に対して直接の経済的利益を有する者に対する侵害責任。

「寄与侵害」：①著作権侵害が成立する場合に、②侵害行為があることを知りながら、③他人の侵害行為を惹起し、又は重要な関与を行う行為。

○なお、DMCA 512条（d）において、サービスプロバイダが、情報探知ツール（ディレクトリ、インデックス、レファレンス、ポインタまたはハイパーテキスト・リンクを含む）を用いて侵害となる素材または侵害行為を含むオンライン上の所在に使用者をレファレンスまたはリンクすることによって著作権の侵害を生じる場合の免責要件を定められている。

(4) 問題の整理について

○一定のリンク行為については著作権侵害に大きな役割を果たしていることも少なくなく、直接的にせよ間接的にせよ著作権侵害となるケースもあり得ると考えられるが、その範囲が明確でないことから、その明確化を図っていくことが重要である。

*例えば、直接的な侵害行為に該当するか否かについて、上記（1）の(iii)であって①のケースでは、一時的蓄積であれば複製権の侵害には該当しないとされるものの、単に画像の保存先が別のサーバーというに過ぎず、外観や機能は通常の動画共有サイトと何ら変わらず、実質的な発信者としてみなして公衆送信権の侵害と捉えることは可能であると考えられる。また、上記②のケースについても自らアップロードしていることが推測されるに足る状況証拠があれば、もとより公衆送信権や複製権の侵害に該当するため、全体として著作権侵害を構成し得ると考えられる。

また、間接侵害に該当し得るかについては、例えば、上記（1）の(ii)、(iii)であって①②③のようなケースについては侵害行為の幫助と認められ、間接侵害として構成することは可能であると考えられる。（なお、直接的な侵害か間接侵害か否かという区別は相対的な区別に過ぎず、要は著作権侵害行為としてみなすことができるかという観点に尽きるために区別して議論することに意味はないとの意見もある。）

○他方、インターネット利用の際にリンクを貼り付ける行為は一般的によく行われており、またリンク先が偶々著作権侵害コンテンツとなっている可能性もあることから、こうした一般利用の萎縮を招かないようにする観点からも、著作侵害となる行為を限定・明確化していくことが重要である。

*例えば、上記(i)のケース(但し、専ら著作権侵害コンテンツが掲載されているサイトは除く)や上記④のケース(自動的に検索結果を示しているに過ぎず、何ら侵害への故意や過失が考え難い場合)や上記③のケースで適法リンクの中に一部著作権侵害コンテンツのサイトへのリンクが偶々混在していると考えられるようなケースについては、直接侵害にせよ間接侵害にせよ著作権侵害として構成すべきではないと考えられる。

○以上を踏まえると、著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、以下が考えられる。

- (i) 当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、
- (ii) 当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること(各リンクによる侵害の認識)

これらの場合、リンクによって単にサイトに飛ぶのではなく、サイトにある特定の著作権侵害コンテンツファイル・群に直接的にリンクしている場合や、収入を得る等により業として実施していると認められる場合には、著作権侵害行為が、さらに認められ易くなると考えられる。

○上記要件に該当するような一定の行為については、現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置づけを整理していく必要がある。また、特に悪質で違法性が明確と考えられるものについては、プロバイダと権利者が協同して進める侵害対策措置の一環として、削除等の対策を検討することも必要である。

2. 損害賠償額の算定を容易にする方策について

インターネット上の著作権侵害については、特にファイル共有ソフトを経由した場合にはどの程度拡散したかが不明であるなど、損害額の算定が困難であるという問題がある。

原告の立証負担の軽減や効率的な訴訟進行の観点から、例えば一定の額を法律上定め、原告が訴訟提起に当たり、定額の賠償を選択することを可能とする制度については一定の合理性が認められるが、我が国の法体系全体の中での整理や現行制度の検証等についてさらに検討する必要がある。

なお、現行制度の下でも損害賠償額の算定を容易にするため、違法コンテンツが流出した場合の拡散状況や販売額への影響度合についての調査等を通じ判例が蓄積されることも重要である。

(1) 問題の所在について

- インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害については、特に P2P 経由でコンテンツが違法に流通した場合には、どの程度の規模の第三者にダウンロードされたか把握することは現実的に困難であることが多い。また、必ずしも自らの金銭的な利益を目的とせずデジタルコンテンツを違法にアップロードすることも少なくないことから、当該違法アップローダーの利益を損害額としてみなすことも難しい面がある。
- 特に P2P による被害は依然として終息の兆しが見えず、ブロードバンド化によって高精細な動画のファイル交換も容易になってきている。
- 以上のような状況の中で、インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害について損害賠償請求を提起する場合には、賠償額の算定が困難を極めることに加え、裁判官自体も賠償額を客観的に判断することが難しい。このため、原告側の立証負担の軽減のみならず、効率的な訴訟進行の観点から、インターネット上のデジタルコンテンツ被害に係る損害賠償額の算定については現行の著作権法第 114 条の規定に加え、定額を選択することも可能とする制度を導入すべきとの議論について論点を整理した。

(2) 現行制度について

- 著作権の侵害行為があった場合、権利者は民法第 709 条以下の不法行為規定に基づき損害賠償請求を行うことができるが、著作権の侵害については損害額の立証が困難なことから、立証負担の軽減措置を図るため、著作権法第 114 条第 1 項において、受信された数量に当該著作物の得べかりし利益を乗じた額を販売能力の範囲内で損害賠償額とし、同条第 2 項にお

いて侵害者の利益を損害額と推定する等の規定を設けている。

(i)「侵害物の譲渡等数量×正規品の利益率」(第1項)

(ii)「侵害行為によって得た利益の額」(第2項)

(iii)「ライセンス料相当額」(第3項)

また、第114条の5において、客観的に事実認定が困難であったとしても、「損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定することができる」とされており、裁判所による認定の途を開いている。(なお、民事訴訟法第248条に同様の規定あり。)

- これまでの文化庁文化審議会著作権分科会(平成21年1月の報告書等)の検討においては、特にインターネット上での侵害については損害額の立証に一定の困難性が存在し、何らかの形で権利の救済が図られることが適当であるとは考えられるものの、現行法によってもなお対応が困難であるとするまでの実態が認められるには至らなかったと整理されている。

(3) 国際的動向について

- アメリカにおいては「法定損害賠償制度」を設けており、原告は侵害発生を挙証すれば、原告の選択により、「実額損害賠償制度」と「法定損害賠償制度」を選択することができる。「法定損害賠償制度」を選択すれば、損害額として法定金額(著作物当たり750ドル~30,000ドル)が認定される。

- カナダにおいてはアメリカと同様に「法定損害賠償制度」を設けており、法定損害金額(著作物当たり500カナダドル~20,000カナダドル)が認められる。

- 中国、台湾においても「法定損害賠償制度」が規定されている。

(4) 問題の整理について

- (1)のとおり、インターネット上のデジタルコンテンツに係る著作権侵害の損害賠償額の算定にあたっては、受信数が不明等、その性格上大きな困難が伴うことが現状であり、インターネット上の被害の特質に鑑み、何らかの方策を検討する必要がある。(サイトにアクセスカウンターがある場合には算定がし易いが、必ずしもそのようなものがあるとは限らない)

- 著作権法第114条の5等から、現行制度上、柔軟に対応することは可能であるとの声もあるが、訴訟提起の実務上、裁判所に「丸投げ」する

ことはできず、その算定根拠を整理することは必要であり、引き続き立証負担の問題は実務上存在している。このことがある程度、訴訟提起の少なからぬハードルとなっていることは事実とも指摘されている。また、賠償額の決定に至る事例は少なく、著作権侵害の場合には金額が必ずしも大きくないこともあって和解による解決も少なくないために判例上の蓄積が少なく、金額の相場観が確立しているとは言い難い。なお、実損額の算定が難しいという問題については、現行法でも対応可能であり、後は当事者が工夫して訴えを提起すべきとの意見もあった。

○また、効率的な訴訟の観点だけではなく、単に違法となる可能性だけでは抑止効果が低い(金額の多寡の問題ではなく)具体的な金額があらかじめ明らかになっていることで一定の抑止効果が働きやすくなるとの指摘もある。なお、本制度に抑止的効果を期待することについては、ある種の懲罰的要素を含めることとなるので、我が国の法体系からは非常に難しい問題との意見があった。

*なお、懲罰的観点からの制度導入の議論もあるが、民事に懲罰的要素を含めるか否かについては、民事と刑事を区別する日本の法体系に関わる問題であることから、本検討においては対象としていない。

○更に、損害額の算定が難しいことや、訴訟コストの問題から、著作権損害については、侵害者の「し得」になっているとの指摘もある。また、著作権法114条の5についても、実際に「相当な額」を認定するに当たっては、根拠をどこに求めるかについて難しい面があるとの指摘もある。

○以上から、インターネット上のデジタルコンテンツの侵害のケースに限定した上で、原告側が訴訟提起にあたって、定額の賠償を選択することを可能とし、被告側の反証を経た上で裁判所が最終的に裁量により判断できる制度の構築については、我が国の法体系全体の中での整理をはじめ、なお様々な課題について検討する必要があるが、一定の合理性は認められ、今後とも引き続き検討すべき課題である。今後、検討するにあたっては、判例の蓄積を見つつ、一定の損害賠償額(例えば10万円)を定めた場合の根拠や民法の損失補填原則との関係、他の法律(独禁法、PL法、その他知財法)における取り扱いとのバランス等について整理する必要がある。

○また、制度化に至らない実質的なアプローチについても検討する必要がある。例えば、業界単位で客観的な調査を行い、インターネット上に流出した場合のコンテンツの拡散状況や販売額への影響度合について平均

的な数字を算出し、当該数字を請求額の算定に統一的に用いて損害賠償請求を行うことによって、判例が蓄積されることも重要であり、これによって相場観が形成されることが期待される。

3. インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策について

インターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策として、フランスや韓国などでは、数回の警告を経た上でインターネットへの接続の制限（接続の遮断）やアップロード等のアカウントの利用の制限（アカウントの停止）を行う制度（いわゆる3ストライク制度）が導入されている。

常習的で悪質な侵害者に対して、社会全体で取り組むことは重要な課題であり、また、こうした制度は特にファイル共有ソフトを通じた侵害には有効な対策であるが、実効性の確保の観点、自由の一定の制約とのバランスとの観点等について課題があり、現行制度における警察の取り締まりによる効果、諸外国における実施状況とその効果等も見極めながら、さらに検討を行う必要がある。

なお、一部プロバイダは、自主的な取組として、プロバイダと利用者の契約約款において、侵害行為者に対してプロバイダがインターネットへの接続の制限等の必要な措置を取ることを定めている。こうした自主的な取組は重要であると考えられるが、通信の秘密との関係で許容範囲が明確でないため、その許容範囲の明確化や手続きも含め、検討する必要がある。

（1）問題の所在について

- P2P による違法アップロード・ダウンロードの被害が深刻化しており、P2P を多用して著作権侵害を繰り返す悪質なヘビーユーザーがネット資源である帯域の多くを使用している面もある。このような著作権侵害を繰り返す悪質なユーザーへの対策として、抑止を図る観点から、一定の警告プロセスの後、インターネットへのアクセスを制限する制度の導入が欧州等で近年盛んに議論され、フランス等で導入されている。
- こうした現状に鑑み、権利者を中心に何らかの規制の強化を求める声があるが、その実効性とともにより我が国の法制度において仮に導入する場合の論点を整理する必要がある。
- 我が国の法制度においては、P2P による著作権侵害行為に対しては、アップロードに係る公衆送信権や複製権の侵害（民事・刑事）、違法ダウンロード（民事）規定によって対応が可能となっているが、これらに加えて、制裁的な措置或いは将来予想される侵害行為の差止的な措置として、インターネットへの接続を制限する措置（接続の遮断）の導入の可否につ

いて論点整理を行った。

(2) 現行制度について

○我が国の著作権法では、P2Pによる個別の著作権侵害行為に対しては、アップロードに係る公衆送信権や複製権の侵害(民事・刑事)、違法ダウンロード(民事)規定によって対応が可能であるが、個別の著作権侵害の差止請求を超え、将来に向けた全てのインターネットへのアクセスを制限するという差止請求は、差止に必要な最小限度の措置とは言い難いことから、一般には難しいと考えられている。

○電気通信事業法上、プロバイダに対して、ユーザーの利用行為の停止を命令する仕組みはない。

なお、P2P対策としてはプロバイダと権利者団体から成る協議会が立ち上げられ、権利者団体からの警告メールをプロバイダが転送する試みが開始されているところであるが、累次の警告を無視した場合にどのように対処するかについては現時点ではスキームが固まっておらず、第一回目の警告の後に、権利者が取りうる対策としては、刑事告訴或いは民事訴訟とならざるを得ず、中間的な措置が必要との指摘もある。これは、警告する権利者側にとっては当該侵害が何回目の警告となるか把握できず、二回目の警告等の段階的措置を図ることが難しいことが一因である。

また、一部のプロバイダでは、著作権侵害等があった場合にアカウントの停止を行う旨の規約を整備しているところもあるが、接続プロバイダが接続の遮断等を行う場合には、利用の公平性や通信の秘密(権利者からの不正利用者に係る報告情報(IPアドレス、タイムスタンプ)とIPアドレスの特定個人への割当記録の照合)の問題が生じ得るところ、その許容範囲が明確になっていない。

(3) 国際的動向について(別紙参照)

○ フランス

インターネット上の創造的著作物の普及及び保護を推進することを目的とする法律(2009年6月12日)に基づき、インターネット上の著作権の普及及び権利保護のための独立行政機関(HADOPI)が悪質な侵害者に対して2度警告したにも関わらず、違法ダウンロードを行った場合には、略式起訴を通じた裁判所の命令によって、当該ユーザーに対して罰金を課すか最長1年間のインターネット接続を停止することができる。

○ 韓国

オンライン上での常習的な著作権侵害について、3回警告を受けた違反

者や掲示板が再度違反した場合、最長で6か月のアカウント停止（メール等の使用は可能）又は掲示板の閉鎖が課される。ただし、接続プロバイダによる完全なインターネットへの接続の遮断を求めるものではなく、あくまでも掲示板等のサービスプロバイダによるアカウントの停止となっているため、P2P 対策としての効果を意図しているものではないと考えられる。

○ その他

台湾において導入されているほか、イギリスやニュージーランドでもインターネットへの接続の遮断を可能とする制度の導入に向けた検討が行われている。

なお、EUにおいては、2009年11月電気通信改革パッケージが正式に承認された。同パッケージの「新インターネット自由条項」では、利用者のインターネット接続を遮断する場合には「公正かつ公平な手続きを事前に」実施しなければならない旨が定められている。同パッケージ案は2011年5月を期限に欧州連合(EU)の加盟各国で国の法律に組み込まれる。

(4) 問題の整理について

i) 利用制限の態様について

悪質なユーザーの利用を制限する態様として、接続プロバイダによるインターネットへの接続を制限する措置（接続の遮断）及びサービスプロバイダによるアップロード等のインターネットサービス（例えば動画共有サイト）のアカウントの利用を制限する措置（アカウントの停止）が考えられる。

このうちアカウントの停止については動画共有サイト等への対策としては有効だが、P2Pの対策としては機能しないと考えられる。また、インターネットへの接続を遮断する場合に比較すれば、自由の制約は小さくなるが、一方で、プロバイダの乗り換えも容易になるため、実効性は低くなる。

次に、接続の遮断については、アカウントの停止に比べ、P2P対策の観点からは実効性は高いと考えられるものの、自由の制約がより大きいと考えられる。

以下、インターネットへの接続を遮断する制度の可否について検討する。

ii) 法的構成について

① 制裁的措置としての可能性

我が国においては、悪質なユーザー対策としてはアップロード行為によ

る公衆送信権の侵害の刑事罰の適用(警察の取り締まり)が一定程度行われており、また本年から著作権侵害品のダウンロード行為が違法化(民事)されたところ、他国との法体系の違いも踏まえ、さらなる抑止効果として、制度上どこまでの措置がどのような根拠により求められるべきかが問題となる。

我が国の法体系においては抑止効果として期待されるものとしては第一に刑罰があるが、近年は警察の取締強化によってある程度執行されており、当該取締をさらに強化すれば足り、新たな刑罰を導入する必然性は必ずしも高くないとの指摘もある。なお、我が国の刑罰体系においては、刑法第9条において、刑罰の種類として、主刑として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料、付加刑として没収が法定されており、仮に新たな刑罰を設けるとすると、我が国の刑罰体系に関わる議論となる。

仮に、制裁的な措置としてインターネットへの接続の遮断を行うことを可能とする制度を構築する場合には、前述のとおり、我が国において執行されている警察による取締や現行の刑罰では実効性が期待できず、新たな制裁措置が必要とするに足る相当の理由があるか否かという観点から検討する必要がある。

② 差止的措置としての可能性

次に、将来に向けた一種の差止的な行為として公的な制度の中でどこまでインターネットへの接続の遮断を可能とする制度を認められ得るかという観点から検討する必要がある。

仮にインターネットへの接続を遮断する措置を執る場合、違法行為である個別の著作権侵害行為の是正を超え、私人の行為(インターネットの利用行為)を広く制限するという将来に向けた差止措置的な性格であり、慎重な検討が必要である。特に、将来の著作権侵害を差し止める観点から、インターネット利用行為の停止が正当化されるためには必要最小限度であることが求められるが、著作権侵害以外の行為(例えば電子上の様々な行政手続きや電子メールによる通信)も含めて差し止めることを意味するため、一般的には過剰とならざるを得ないことに留意すべきである。

iii) 実効性の確保について

○法制度的な課題の前提として、その実効性について精査する必要がある。

仮に或るプロバイダによってインターネットへの接続が遮断されたとしても、他のプロバイダとの間との新たな契約によってインターネットへの接続を行う、或いは、インターネットカフェ等を利用してインターネットへ

の接続を行うことは日本の実態として容易であり、これらを防止しようとするれば、悪質な反復侵害ユーザーを網羅した「ブラックリスト」の作成によって各プロバイダ間で共有することが必要となる。

ただし、ブラックリストを作成する場合、実効性を高めるためには、プロバイダや権利者がブラックリストを共有することが必要であるが、個人情報保護等との関係から、共有には慎重な手続きが必要である。

また、仮にブラックリストを作成したとしてもプロバイダとの間の契約の実態に鑑みれば「なりすまし」は容易であり、インターネットへの接続を完全に停止することは、少なくとも現時点では事実上困難である。(なお、フランスの場合には接続プロバイダが限られているために実行が比較的容易との指摘がある。)

また、慎重な手続きが必要とされることから頻繁にインターネットへの接続を遮断できるということにはならず、実際には謙抑的に対応せざるを得ない。

iv) 社会的なコスト負担について

○インターネットへの接続を完全に遮断することは、前述のとおり、実効性を確保することに限界があるが、何れにしても言論の自由との関係で慎重な判断が必要となり、個々の当事者が必ずしも反復侵害情報を有しているわけではないことから、公的な機関による一元的な情報収集・慎重な判断が求められることとなり、社会的に一定のコスト負担が必要となる。

v) 総合的な考察

○著作権侵害に係る被害が深刻化している中で常習的な悪質侵害者に対して社会全体として実効的な措置を図っていくことは重要な課題である。特にP2Pによる著作権侵害については、仲介者が存在しないため、インターネットへの接続を遮断することが限られた有効な対策の一つであるといえる。

○他方、これまでの整理に鑑みれば、仮にインターネットへの接続を遮断する制度を設けたとしても完全にインターネットの利用を停止させることは少なくとも現時点では現実的に困難であることから、悪質侵害者に対して他のインターネット利用手段をあらためて探さなければならないコストを強いるに過ぎない可能性もあり、そのこと自体がどこまでの抑制効果を持つのか、法制度を整備して監視する行政機関を設置するに値する実効性を有するのか、警察による取締(現行の刑罰)と比較してどこまで高い実効性があるのか、自由の一定の制約とのバランスをどうとるかという様々な観

点から検討すべき課題は多い。

- このため、現時点で導入について結論を出すことは時期尚早であると考えられるが、今後の P2P に係る著作権侵害状況の深刻度合、現在実施している対策の実効性、フランスや韓国における実施状況とその効果を見極めながら、今後とも引き続き検討する必要がある。
- また、直接法律に基づく制度ではないが、本 WG において検討し、当面ガイドラインを策定して促進することとした、民間における自主的な取組み(特に P2P 対策)としての侵害対策措置の具体的なオプションとして、反復侵害者に対して警告メールの転送を行うとともに、警告メールを無視してもなお反復侵害があった場合、権利者側からの申出によって接続を制限するための規約を整備して的確に実施することが考えられるとの指摘があった。なお、一部の接続プロバイダにおいては契約約款においてアクセス接続の制限が規定されている。(ただし、この場合にはあくまでも当事者間での契約関係の問題であり、当該接続プロバイダが利用停止行為を行うにとどまり、他のプロバイダも含めて利用停止行為を行うことは想定していない)。一方で、本来法令によってプロバイダに義務づけることの是非が議論されている制度について、約款に基づく自主的な対応を求めることは方法論として適切ではないとの指摘もあった。

インターネットへの接続の遮断に当たっての利用の公平性や通信の秘密の問題(不正利用者との照合)については、そもそも権利者からの申し立て(IP アドレス情報)とアカウント情報の照合が通信の秘密に該当し得るのか、仮に該当するとしても正当業務行為としてどこまでが許容されるのか、その許容範囲が必ずしも明確になっていない。このため、約款上規定し、的確に実施することについて、法律上の問題点を整理しつつ許容範囲の明確化や必要となる手続きも含めて検討する必要がある。
- なお、アカウントの停止は、インターネットへの接続の遮断と比較して、自由の制約が少なく、また、オークションサイト等において既に実施されていることから、P2P 対策とは別に、ガイドライン等に基づく規約の整備と的確な実施を促進することが必要である。

(以上)